

大阪市立総合医療センターにおける競争的研究費等の使用に関する行動規範

令和5年12月1日制定

地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪市立総合医療センター（以下「センター」という。）は、センターの学術研究に対する信頼と公正さを確保するとともに学術研究のさらなる進展を図るため、研究活動に係る行動規範を制定する。

センターの研究者、事務職員等、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、以下の行動規範を遵守し、公正な研究の遂行に努めなければならない。

- 1 研究者等は、競争的研究費等がセンターの管理する公的な資金であり、また、競争的研究費等の原資の大部分が国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
- 2 研究者等は、競争的研究費等の使用に当たり、関係法令・通知、大阪市民病院機構及びセンターが定める規程等並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。また、競争的研究費等の配分機関の交付決定の内容及びこれに付した条件等を遵守しなければならない。
- 3 研究者等は、研究計画に基づき、競争的研究費等の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員等は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
- 4 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して競争的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
- 5 研究者等は、競争的研究費等の使用に当たり、取引業者との関係において疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
- 6 研究者等は、競争的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールを理解に努めなければならない。